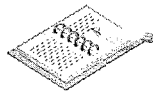


東京都議会の本会議におけるヤジを巡る話題がワイドショーや週刊誌などで大きく取り上げられているが、どのような質疑や議論がなされ、結論がどうなったのかという報道はほとんどない。六月二日に閉会した第一八六回通常国会についても、内閣提出法案八一本のうち七九本が成立したとして、その成立割合の高さについての報道は目についたが、

どのような法律が成立したのかを解説するものはあまりなかった。本則で介護保険や医療制度などについての一九本の法律の改正を定めたとして問題になった地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案についてさえ、その内容や国会での議論の内容を報道するものはほとんどなかった。

国会が開設されたのは一八九〇年(明治三三年)であるが、一八七四年ころからの自由民権運動の高まりの中で、一八七八年には府県会規則が制定され、一八九九年までに府県制による議会が全府県に置かれることとなった。この当時の府県会は、自由民権運動と深い関係を持っており、政府の政策についてまで議論し、政府

新・弁護士月記 28



議会の活性化

橋本 勇

の施策推進の妨げになることも多く、府県会規則制定の理由の一つは、その自由な議論を押さえ込むことであったと言われている。

それから一〇〇年余り、地方議会での議論が国政に影響を及ぼすようにはなくなっており、衆目を集めるのはスキャンダルまがいのものばかりで、まじめな政策議論について一般の住民

が関心をもつことも極めて少ないように思われる。もちろん、各自自治体や議会の広報誌にはかなり詳細な報告記事が掲載され、多くの党派や議員個人も議会活動の報告に相当な精力を注いでいることは事実であるが、それに関心をもつ住民は多くないというのが現実のようには思われる。

そして、地方分権の推進の必要性が叫ばれ、大規模な町村合併がなされ、道州制(都道府県の廃止を意味する)を推進しようとする動きが活発になってきている中で、議会の活性化、活発化が必要であるとして、議会のあり方を再検討しようとする動きが、議会の中からだけでなく、一部の住民や学者、政府の中にも起きています。

その議論の多くは、長に比較して議会の存在感が薄く、住民代表としての機能を果たすことができているという認識を前提としている。翻って、明治期の府県会が、政府に警戒感を持たせるほど存在感を有していた理由を考えてみると、国の統治体制の整備に忙しい中央政府の手が回らない民政(地方行政)部門においては、地方が独自に考え、決定し、実行する必要のある事柄が多く、それが中央政府の意図する国作りの方向と一致するとは限らないということにあったように思う。現在でも、国の政策に反する意見書の採択や決議がなされることはあるが、国としての統治体制が確立しているが故に、中央政府はそれに左右されずに、自らの政策を推進することができる。

日本の地方制度は、外観上は見事な地方分権であるが、現実には優れて中央集権的であるという評がある。確かに、国の関与を制限する法律はあるが、補助金交付要綱は言うまでもなく、助言または勧告という名目で、さらには要請という表現で事実上の拘束力を有する文書が発せられる例を挙げることは難しい。このような状況を是認したうえで、議会を活性化せよというのはいささか無責任なのではないだろうか。

(弁護士)